



目次

告 示	ページ
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律による住宅確保要配慮者居住支援法人が行う支援業務の種別の変更の認可	(住 宅 課) (11・28揭示) 1
◎告示(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定)の一部改正	(〃) (〃) 1
○食品衛生監視員及び食品衛生管理者の養成施設の登録の取消し	(薬務衛生課) 1
○道路の区域変更	(道 路 課) 1
公 告	
○県営土地改良事業の計画の変更	(農業基盤課) 1
○国営土地改良事業に係る換地計画の定め	(〃) 2
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出	2
○政治団体の届出事項の異動の届出	2
○政治団体の解散の届出	2

告 示

高知県告示第715号の2

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号。以下「法」という。)第61条第1項の規定により法第59条第1項に規定する支援法人が行う同項に規定する支援業務の種別の変更を認可したので、法第61条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和7年11月28日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

- 支援法人の名称又は商号
特定非営利活動法人あまやどり高知
- 主たる事務所又は営業所その他支援業務を行う事務所又は営業所の名称及び所在地

- 特定非営利活動法人あまやどり高知
高知市本町四丁目1番37号 丸ノ内ビル
- 変更後の支援業務の種別
 - 登録事業者からの要請に基づき、登録住宅入居者の家賃債務の保証をすること。
 - 住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
 - 賃借人である住宅確保要配慮者からの委託に基づき、当該住宅確保要配慮者が死亡した場合における当該住宅確保要配慮者が締結した賃貸借契約の解除並びに当該住宅確保要配慮者が居住していた住宅及びその敷地内に存する動産の保管、処分その他の処理を行うこと。
 - (1)から(3)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
 - 変更年月日
令和7年11月30日

高知県告示第715号の3

平成30年4月高知県告示第358号(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定)の一部を次のように改正し、令和7年11月30日から施行する。

令和7年11月28日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

- 3を4とし、2の次に次のように加える。
- 支援業務の種別
 - 登録事業者からの要請に基づき、登録住宅入居者の家賃債務の保証をすること。
 - 住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
 - 賃借人である住宅確保要配慮者からの委託に基づき、当該住宅確保要配慮者が死亡した場合における当該住宅確保要配慮者が締結した賃貸借契約の解除並びに当該住宅確保要配慮者が居住していた住宅及びその敷地内に存する動産の保管、処分その他の処理を行うこと。
 - (1)から(3)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

高知県告示第729号

食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第18条(同令第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同令第9条第1項第1号の食品衛生監視員の養成施設及び食品衛生法(昭和22年法律第233号)第48条第6項第3号の食品衛生管理者の養成施設の登録を取り消したので、同令第20条(同令第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月9日

高知県知事 濱田 省司

- 登録を取り消した養成施設の名称及び所在地
 - 高知大学農学部農学科生命科学コース 食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格取得課程
南国市物部乙200
 - 高知大学農学部農学科食料科学コース 食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格取得課程
南国市物部乙200
- 取消し年月日
令和6年3月31日

高知県告示第730号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和7年12月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和7年12月9日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 畑山栃ノ木
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市安芸ノ川字芝 往還ノ下甲619番2 から 安芸市安芸ノ川字芝 往還ノ下甲622番5 まで	前	5.0 } 5.0	14
	後	6.0 } 6.0	

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営土地改良事業(永野地区農業競争力強化農地整備事業(中山間地域型(区画整理)))の計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年12月9日

高知県知事 濱田 省司

- 縦覧に供する書類
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧期間
令和7年12月9日から令和8年1月14日まで

3 縦覧場所
香美市役所
高知県農業振興部農業基盤課ホームページ
(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160000/161101/>)

4 その他
この土地改良事業の計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業の計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該土地改良事業の計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、国営緊急農地再編整備事業高知南国地区（能間換地区）に係る換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年12月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 縦覧に供する書類
(1) 換地計画書の写し
(2) 現形図及び換地区

2 縦覧期間
令和7年12月10日から令和8年1月14日まで

3 縦覧場所
南国市役所農地整備課

4 その他
この換地計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に中国四国農政局高知南国農地整備事業所を經由して農林水産大臣に対して審査請求をすることができる。
また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和7年12月9日
高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司
その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
中屋和彦後援会	中屋 和彦	中屋 さおり	香南市香我美町下分2024-2	令7・9・22

高知県選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和7年12月9日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司
政党の支部（国会議員関係政治団体以外の政党の支部）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	参政党高知第2支部（片山 泰昌）	野村 栄一	異動なし	異動なし	令7・9・5
新		片山 泰昌			
旧	自由民主党香南市香我美支部（中屋 和彦）	黒石 博章	柳本 高志	香南市香我美町下分1990	令7・8・30
新		中屋 和彦	川村 由美		
旧	参政党高知県支部連合会（金城 幹泰）	田中 佳代	異動なし	異動なし	令7・9・13
新		金城 幹泰			

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	丁野美香後援会（猪野 真吾）	松本 江美	異動なし	異動なし	令7・9・3
新		猪野 真吾			
旧	田村こうせい後援会（篠原 真喜子）	植田 正和	異動なし	異動なし	令7・9・24
新		篠原 真喜子			
旧	福島登後援会（福島 登）	井上 久史	異動なし	異動なし	令7・9・1
新		福島 登			

高知県選挙管理委員会告示第84号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和7年12月9日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
真辺けいいち後援会	真辺 恭子	令7・8・31
横山幾夫後援会	今本 孝資	令7・9・7